

札幌市北区北6条西7丁目 北海道自治労会館 3F
TEL 756-7790(代) FAX 756-7792

今春闘もいよいよ火ぶたが切
 られました。
 広がる格差と貧困のなかで、
 札幌地域労組は「万国の労働者
 ・団結せよ！」の旗のもと、地
 域の労働者と連帯し、働く者の地
 雇用と生活を守り、労働条件改
 善の闘いを広げてきました。
 二月二四日、札幌地域労組臨
 時大会を開催し、札幌一〇春闘
 方針を採択しました。

職場に根差し、地域に打って出る！ 泊まり込みで学習を深めた 春闘学習交流集会

二月十四日・十五日の両日、定山溪温泉「溪流荘」にて、名称を昨年までの「討論集会」から、春闘方針の議論は臨時大会にて行う事とし、春闘に向けた

学習と加盟組合同士の交流を目的とする「春闘学習交流集会」が開催されました。
原田委員長の主催者あいさつの後、一日目は、北海学園大学川村准教授の特別講演、「労働運動の飛



大学の講義と一味違う川村先生の講義



悪徳経営者と対決！白熱した模擬団交

躍を求めて」の演題にて、お話を頂きました。
講演は参加者を4名のグループに分け、参加者の各職場での非正規雇用の状況をグループ内で議論し、代表者が発表する等、参加者を飽きさせない、川村先生の工夫も感じられました。
講演の内容は、
○非正規労働をめぐる問題と労働組合。
○職場を変える、から、地域産業を変える。
○さらにもう一段階、政治を変える。
現在の疲弊した労働環境からの改革を図る上で、貴重な学習講演会となりました。

次は「人間を取り戻せ！大久保製パン闘争の記録」のビデオ鑑賞へ。差別と虐待に立ち上った労働者たち、教会的組合から始まった組合結成。その分崩れ攻撃、デモの弾圧。それらを跳ね返して勝利をかちとった大久保製パンの闘いは、労働組合

の原点を感じ、多くの組合員にも是非鑑賞して頂きたい運動でした。
ビデオ鑑賞後は、皆さんお集しみの夕食と懇親会。夜遅くまで議論し交流を深めました。
二日目は、昨年好評の新企画、模擬団交を行いました。
タイトルは「悪徳経営者を打倒しよう！賃上げ要求に対する賃下げ回答を打破できるか？」。
会社側は、苦勞を知らない三代目ワンマン社長に高橋執行委員、たたき上げの専務に新野特執、銀行からの天下り常務には小林執行委員。一方、組合側委員長に公清企業支部の北真支部長、副委員長に佐竹執行委員、書記長に佐藤執行委員、本部役員には松岡副委員長の配役。団交は面白可笑しく、時には厳しい交渉劇が繰り広げられました。さて今年の軍配は。
参加者からの感想を受けた後、原田委員長、鈴木書記長、大島書記次長から評価と総括があり、模擬団交は終了しました。
次の分科会は、「闘争組合の意見交換」への参加者が少なく、全員が「組織運営について」の分科会へ参加する事となりました。そこでは各組合の執行委員会、定期大会の運営、後継者育成の問題について、たくさんの方の発言がありました。
以上にて、今年の「春闘学習交流集会」は終了しましたが、前年に比べ参加者が大幅に減少、開催方法の検討が必要と思われる。

二月十六日の「労働者の権利講座」は、ちょうど十年前の二〇〇〇年二月十六日に第一回目を開催しており、いよいよ十一年目に入りました。

この間、顧問弁護士川村先生には、精力的に講師を務めていただき、当地域労働組合員にとって貴重な学習の機会となりました。

また、当該組合員のみなならず、誘われて聴きにきた非正規労働者の非組合員が権利意識に目覚め、職場へ戻って活動する中から組合加入と労働条件の改善を獲得したという嬉しい事例も出てきています。

11年目に突入した 「労働者の権利講座」 継続は力なり！



記録によれば、初回は札幌地区連合会館2階の会議室で六二名の参加のもと、この講座の開催趣旨についての説明がなされた、とありました。

「その写真を探しましたが、残念ながら、見つかりませんでした。」

そして五一回目となる先月開催の講座まで、いろいろなテーマで実施してきましたが、労働法関係は勿論のこと、映画（日独裁判官物語）あり、ゲスト（国労闘争団）あり、債務整理（サラ金）の問題までその時々求められるタイムリーな内容で、

団交拒否・NIS不当労働行為事件の第一回審問が、労働委員会が二月二十四日開催され、当該Aさんと鈴木書記長に対する証人尋問が行われました。

これは、「業務委託」として十一年間も社内で指揮命令（賃金も支給）をうけ、パソコンソフトのプログラミング業務を担ってきた女性労働者が解雇された事案です。

NIS不当労働行為事件 (団交拒否) 会社側の主張すでに破たん 第一回目の証人尋問で 勝負あり！

本当に幅広く取り上げられていることに驚きました。

ちなみにこの講座は、労働運動における理論武装の脆弱さと憲法をはじめとする諸権利の源など、「基本的人権」についての理解不足を感じておられた川村先生の発想によって始まった様ですが、既に地域労組の文化と伝統として定着した感があります。

更なる十年を目指して皆で研さんに励みましょう。(おう！)

組合は、労働法の保護が受けられる労働者であると判断し、すぐ会社に組合加入と団交要求を通知しました。

当初会社は団交に応じる姿勢を見せていましたが、会社側代理人を名乗る弁護士から「本件は、業務委託契約という取引上の問題で、雇用関係ではないのだから、団交要求はなじまないばかりか、非活動に当たる」として、団交を拒否したとんでもないものです。

さらに弁護士から、「本人と直接交渉する」との発言があったため、組合は団交権の侵害になるとして救済申し立てに踏み切りました。

審問当日の控室で、Aさんは「緊張してます」と言っていないが、いざ証人席に座ると鈴木書記長の尋問にきちんと答え、会社側弁護士の反対尋問にも落ち着いて返答しており、時には反対尋問に反論するなど終始こちら側のペースでした。

鈴木書記長に対する証人尋問では、小林執行委員が補佐人デビュで淡々と質問し、鈴木書記長は会社の不当性を巧みにつく証言を展開しました。

会社側代理人の反対尋問でも、鈴木書記長が毅然として答えると、相手弁護士がしばしば沈黙するなど、「勝負あり」の印象を受けました。

次回は、三月二十九日（月）十三時三〇分、道労委で、会社の部長が証人尋問されます。乞う、ご期待！

決意新たに 楽しく交流を深める

新年団結パーティー



一月一五
日小雪の
舞う中、
センチュ
リイホテ
ヤルホテ
ルに於い
て松岡副
委員長の
司会で新



恒例の抽選会で沸き立つ組合員

年団結パーティーが開催されま
した。各支部・単組から述べ一
三八名の参加者に加え、川村弁
護士を含む来賓も多数参加さ
れ、ホテルの食事に舌鼓を打ち
美酒に酔いしれながら、気持ち
新たに交流を深めました。
パーティー終盤、毎年恒例の
抽選会では今か今かと待ち望
み、抽選番号を握りしめていた
組合員の顔がとても印象的でし
た。締めくくりは新野特別執行
委員による団結カンパロー！
ある組合員が「年々声のト
ンが下がりとても心配だ」など
と声を漏らしていましたが、そ
んな言葉も吹き飛ばしてしま
う新野パワーは誰も止められず興
奮冷めやらぬまま、終宴となり
ました。

【告知板】

☆自衛官の人権裁判

シンポジウム

日時 三月四日(木)

十八時三〇分から

資料代 五百円

場所 札幌市教育文化会館

中央区北一条西十三丁目

☆ニューホランド

小杉氏地位確認請求裁判判決

日時 三月二五日(木)

十三時十五分から

場所 札幌地方裁判所

☆労働者の権利講座

日時 四月十三日(火)

十八時三〇分から

場所 自治労会館

☆ルミエール裁判

高裁差し戻し審 判決

日時 四月十五日(木)

十三時十分から

場所 札幌高等裁判所

☆第八一回メーデー

五月一日(土)

【編集後記】

第二一回オリンピック冬季競
技大会がカナダのバンクーバー
で開催された。時差が一七時間
(七時間足して一日ひく)とい
う事もあり寝不足に悩まされる
事なくリアルタイムで応援がで
きた。多数の選手の陰で多額の
税金が使われている。
それらを口実に消費税を上げ
るのは、困りものである。無駄
な支出を削減すべきであり、大
型公共工事、なによりも最大の
無駄は軍事費である。(正)